

○浜松市舞阪サテライトオフィス条例

平成30年3月23日

浜松市条例第28号

改正 平成31年3月15日浜松市条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るため設置するサテライトオフィスについて必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 サテライトオフィスは、浜松市舞阪サテライトオフィス（以下「オフィス」という。）といい、浜松市西区舞阪町舞阪2701番地の9に置く。

(事業)

第3条 オフィスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るための施設の提供に関すること。
- (2) 産業に関する情報の提供に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要であると認める事業

(利用時間)

第4条 オフィスの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第9条第1項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けた者（以下「利用者」という。） 午前0時から午後12時まで
- (2) 利用者以外の者 月曜日から金曜日まで（次に掲げる日を除く。）の午前9時から午後6時まで
ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
イ 12月29日から翌年の1月3日まで

(入館の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

(利用者の範囲)

第6条 事務室を利用することができる者は、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当すると市長が認める者とする。

(1) 当該事務室を拠点として行う事業において、市内の企業と協業する等により、本市の産業の活性化に努める者であること。

(2) 当該事務室を拠点として行う事業において、その有する革新的な技術やサービスを活用することにより、本市の産業の振興に寄与することが期待される者であること。

(3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るために市長が必要があると認める基準

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、事務室を利用することができない。

(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用者の公募)

第7条 市長は、事務室を利用させようとするときは、事務室を利用しようとする者を公募するものとする。

(選考の方法)

第8条 市長は、前条の規定による公募に対して応募があったときは、第6条第1項各号に掲げる基準に照らして当該応募の内容を総合的に審査し、規則で定めるところにより、同項の規定に該当する者（同条第2項の規定に該当する者を除く。）のうちから、事務室の利用の許可の申請をすることができる者を決定する。

(利用の許可)

第9条 事務室を利用しようとする者は、規則で定めるところにより申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、前条の規定による決定を受けた者に限り、行うことができ

る。

3 第1項の許可には、条件を付けることができる。

(利用期間)

第10条 前条第1項の許可に係る利用期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

(1) 市内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有しない法人
5年

(2) 前号に掲げる者以外の者 1年

2 前項の期間は、1年ずつ更新することができる。

3 前項の規定による更新は、当初の許可に係る利用期間の開始日から起算して7年（法人以外の者にあつては、2年）を超えることができない。ただし、地域産業の活性化及び新たな産業の創出を図るために市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

4 第6条並びに前条第1項及び第3項の規定は、第2項の規定による更新について準用する。

(使用料)

第11条 事務室の使用料は、別表のとおりとする。この場合において、その月の許可に係る利用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算による。

2 市長は、経済事情の変動その他の諸事情を勘案し、前項に規定する使用料を改定することができる。

3 利用者は、毎月市長が指定する日までに、その月分の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第14条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、相続人、合併又は分割により設立される法人その他の利用

者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第9条第1項（第10条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の許可に係る事業を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた第9条第1項の許可に基づく権利及び義務を承継する。この場合において、当該一般承継人は、規則で定めるところにより、承継の日から1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（利用の許可の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事務室の利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が第6条第1項の規定に該当する者でなくなったとき。
- (3) 利用者が事務室の利用の許可に付けた条件に違反したとき。
- (4) 利用者が管理上の指示に従わないとき。
- (5) 利用者が虚偽その他不正の行為により事務室の利用の許可を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 工事その他管理上やむを得ない必要が生じたとき。
- (7) 公益上必要があるとき。
- (8) 利用者が破産手続開始又は再生手続開始の決定を受けたとき。

（特別設備の許可）

第16条 利用者は、事務室に特別の設備をしようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

（原状回復の義務）

第17条 利用者は、事務室の利用を終了するときは、許可に係る利用期間内に事務室を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者は、第15条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止されたときは、直ちに事務室を原状に回復しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、原状に回復することが不適當であると市長が認める場合においては、原状に回復しないことができる。
- 4 市長は、第1項若しくは第2項の規定による原状の回復又は前項の規定による原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（損害賠償の義務）

第18条 オフィスの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長

が定める額を賠償しなければならない。

(報告の聴取等)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、利用者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(職員等の入室等)

第20条 市長は、管理上必要があると認めるときは、職員又は市長が指定する者を事務室に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により事務室に立ち入らせる場合においては、市長は、あらかじめ当該事務室の利用者に通知しなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、あらかじめ通知することができないときは、立入り後速やかに通知しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第7条の規定による公募、第8条の規定による決定及び第9条第1項の規定による許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成31年3月15日浜松市条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(浜松市舞阪サテライトオフィス条例の一部改正に伴う経過措置)

18 第66条の規定による改正後の浜松市舞阪サテライトオフィス条例別表の規定は、施行日以後にされる同条例第9条第1項(同条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る使用料について適用し、施行日前にされた第66条の規定による改正前の浜松市舞阪サテライトオフィス条例第9条第1項(同条例第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定による許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第11条関係)

(平31条例22・一部改正)

利用区分	使用料（月額）
事務室1	円 84,640
事務室2	65,080
事務室3	77,000
事務室4	62,130
事務室5	43,190
事務室6	46,550

備考 事務室における電気の使用に係る使用料については、市長が定める。